

土木建築委員会会議記録

土木建築委員長 衛藤 明和

1 日 時

平成29年9月8日（金） 午前10時56分から
午前11時37分まで

2 場 所

第1委員会室

3 出席した委員の氏名

衛藤明和、井上明夫、嶋幸一、木田昇、小嶋秀行、久原和弘、吉岡美智子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

なし

6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 阿部洋祐 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 九州北部豪雨災害復旧・復興推進計画について及び「九州北部豪雨災害に係る重要な緊急課題に対する要望・提言」に対する対応状況等について、執行部から報告を受けた。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 副主幹 長友玉美
議事課議事調整班 主幹 増永康弘

土木建築委員会次第

日時：平成29年9月8日（金）本会議終了後

場所：第1委員会室

1 開 会

2 土木建築部関係

- (1) 九州北部豪雨災害復旧・復興推進計画について
- (2) 「九州北部豪雨災害に係る重要な緊急課題に対する要望・提言」に対する対応状況等について
- (3) その他

3 閉 会

会議の概要及び結果

衛藤委員長 ただ今から、委員会を開きます。

本日の委員会は、7月の九州北部豪雨による災害に係る県の対応状況について、執行部から報告を受けるために開催するものです。

今回の豪雨災害では、多くの道路、河川、砂防設備等が被災しましたが、豊後大野市の地すべりへの対応も続く中、阿部部長を始め、執行部の皆さんには、災害復旧に全力で取り組んでいただいておりますことに対し、深く感謝申し上げます。

また、災害対応等でお忙しい中、先月の県議会による現地調査や本日の委員会にも御対応いただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日の議題は、お手元の次第にありますように、北部豪雨災害復旧・復興推進計画及び8月3日付けで議会から知事あてに行った「重要な緊急課題に対する要望・提言」に対する対応状況についてです。

本委員会では、これらの議題のうち、土木建築部所管に係る部分について、執行部から説明を受けます。

例えば、次第の要望・提言の項目の四つ目、内水氾濫対策については農林水産委員会から出された項目ですが、内容が土木建築委員会の所管であるため、本委員会で説明を受け、後日、その結果を農林水産委員会にお知らせします。

同じように、先日、本委員会で意見の出されたJRの早期復旧については、所管する総務企画委員会が執行部から説明を受け、後日、その内容を土木建築委員会にも知らせてもらうこととしておりますので、御了承ください。

それでは、復旧・復興推進計画と要望・提言に係る対応状況は密接に関連しますので、一括して執行部の説明を求めます。

阿部土木建築部長 説明に先立ちまして、今回の水害に当たりまして、衛藤委員長を始め、常任委員の皆様には早速現地を御調査いただ

きまして、貴重な課題も御提供いただきました。

私どもも復興に向けてしっかりと対応させていただきたいと考えております。ありがとうございます。

それでは、説明させていただきます。

初めに大分県水害対策会議の復旧・復興推進計画について御説明いたします。

お手元の資料、復旧・復興推進計画を1枚おめくりください。

7月5日に発生した九州北部豪雨は、県内で初めてとなる大雨特別警報が15市町で発表されております。大変記録的な大雨となり、日田市、中津市を中心に県内に甚大な被害をもたらしました。

この豪雨災害に対し、県では発災直後から、全庁を挙げて被災者への支援や道路啓開など迅速な対策に取り組んできたところです。

復旧・復興に向けては、被災現場に出かけ状況把握に努めるとともに、7月14日に大分県水害対策会議を立ち上げ、日田市、中津市において市長を始め市関係者と意見交換を行うなど連携を図りながら、現場に応じた具体的な取組を復旧・復興推進計画としてまとめたところです。

目次にありますように、その内容は、被災者への支援を始め、農林水産業・商工業等への支援、教育施設・文化財等の復旧・復興、社会資本等の復旧・復興、復旧・復興に係る人的・財政支援などとなっておりますが、このうち土木建築部に関係する部分について御報告します。

まず、復旧・復興推進計画の1ページをお開き願います。

1暮らし・住宅再建の支援の④災害ボランティア等による支援でございますが、特に被害が集中した日田土木事務所管内の被災状況を早期に把握するため、退職した県土木職員

で構成する防災エキスパートが3日間延べ21名参加し、河川等の状況調査を実施しております。

次に、復旧・復興推進計画の4ページをお開き願います。

(4) 被災者の受入支援の③県営住宅等における被災者受入状況でございますが、実績としまして県営住宅で日田市2戸、県職員住宅で日田市4戸等の受入れがございました。

使用期間につきましては、原則として最長6箇月でございましたが、仮設住宅への入居条件を満たす被災者には、入居期間を最大2年間延長できることとし、使用料、敷金、連帯保証人を免除しております。

5ページをお開きください。

中ほどの(6)下水道施設の復旧についてですが、今回、下水道施設が中津市で1箇所、農業集落排水施設が日田市4箇所、中津市で1箇所被災しましたが、被災直後に応急対策等を実施しており、現在、汚水処理機能に支障は出ておりません。

今後は、速やかに復旧工事に入る予定です。続きまして15ページをお開き願います。

IV社会資本等の復旧・復興について御説明します。

1道路・河川等の復旧のうち、(1)応急復旧につきましては、①道路の復旧にありますように、冠水や崩土、路肩の決壊などにより、78箇所の全面通行止が発生しましたが、地元建設業者の協力により、現在2箇所を除く76箇所で通行が可能となっています。

特に、道路の被災により、日田市の4地区が一時孤立する事態となりましたが、24時間体制で道路啓開を進め、7月15日に孤立解消となりました。

その下、②河川の復旧、③砂防関係施設の復旧については、それぞれ425箇所、123箇所の被災が発生しました。今後の出水等で被害の拡大が予想される日田市小野川等緊急な8箇所について応急復旧を実施しております。

次に、(2)本復旧について御説明します。

下段、①道路の本復旧について、復旧方針に記載していますように幹線道路、再度の被災で孤立するおそれがある道路、地域に密着した生活支援道路を中心に順次着手していきます。

16ページをお開き願います。主な復旧箇所としましては、日田市小野の宝珠山日田線や中津市耶馬溪町柿坂の国道212号等がありますが、中でも現在、全面通行止となっております中津市耶馬溪町柿坂の中津山国自転車道線については、観光面においても重要な路線であることから、来夏の観光シーズンに向け、一刻も早い復旧を目指します。

また今回の豪雨では、平成24年九州北部豪雨に続き、再び国道212号が被災、全面通行止となる中、中津日田道路が代替道路として機能を発揮しました。改めて幹線道路ネットワークの構築による代替性、多重性の確保について、その必要性を痛感したところであります。

引き続き中津日田道路等の整備を促進してまいります。

次に、②河川の本復旧及び次の17ページの③砂防関係施設の復旧、土砂災害の防止につきましては、復旧方針にありますように、人家に隣接する人命や財産、農地や商業施設等に隣接するなど産業活動を守る施設につきまして、優先的に着手してまいります。

なお、16ページの下段に記載しておりますように、災害復旧事業につきましては、原型復旧が基本となっておりますが、再度災害を防止するため、河道拡幅等の改良を加えた改良復旧事業を行うなど被災状況に応じた復旧事業を実施してまいります。

今回の豪雨については、現在検証しているところではありますが、平成24年九州北部豪雨による浸水箇所において改良復旧を実施した山国川や有田川では、浸水被害が低減するなど整備効果を発揮しております。

また17ページ上段にありますように、住民の安全避難のため、日田市の鶴河内川、大肥川に水位計を設置するなど、減災に繋がる

ソフト対策も併せて進めてまいります。

中ほどの災害関連緊急事業の実施についてですが、日田市小野地区の土砂災害は、大規模な地すべりにより河川、道路、農地が埋塞した複合的な災害となっており、河川、道路の付替などの復旧事業と併せ、斜面の安定を図るため、災害関連緊急地すべり対策事業を実施し、再度災害防止に努めます。

図1に示す道路・河川等の復旧までのスケジュールにつきましては、8月8日から災害査定が開始され、10月までには終える予定です。査定が終わり次第、緊急度の高い箇所から順次発注し、早期に復旧できるよう努めてまいります。

17ページ下段から18ページにかけての道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事や砂防関係施設と治山施設の復旧工事などに係る事前協議と調整についてですが、二重採択防止などの管理者協議を市、農林水産部、振興局と綿密に行うとともに、施工方法や範囲、発注時期や工程などにつきまして迅速に検討・調整を行い、早期の工事着手に努めてまいります。

次に19ページを御覧ください。

(5) 県による市復旧工事の受託でございます。今回の豪雨では県の施設だけでなく、日田市、中津市などでも大きな被災を受けています。

そこで被災した市への支援策として市復旧事業のうち、県と一体的にすることが効果的な被災箇所、橋りょうなど技術的難度が高い公共土木施設災害を対象として、市と協議しながら県が受託して実施していきます。

その下、(6) 入札制度の弾力的な運用についてですが、迅速な工事着手を図るため、閲覧期間の短縮や一部の工事で総合評価落札方式の適用を除外したり、一定の要件を満たせば技術者の兼任を認めるなど円滑に災害復旧工事が進むよう取り組んでまいります。

飛んで23ページをお開きください。

中ほどの(5) 流木対策の推進につきましては、今回の豪雨で山間部の崩壊により立木

が流出し、流木が橋を閉塞するなどの被害が発生したため、農林水産部と連携して、流木等対策協議会を設置し、山腹ののり面对策やスリットダムの設置など流域一体となって流木対策を進めてまいります。

次に26ページをお開きください。

V 復旧・復興に係る人的・財政支援の1、人的支援ですが、②復旧工事に係る県職員等の派遣の表、職種「土木」の欄に示していますが、特に被害の集中した日田市において、災害復旧工事に係る工法決定等の技術支援や査定設計書作成支援等を実施するため、8月21日より3名の技術職員を派遣しております。

また27ページ中ほどの③九州・山口9県災害時応援協定に基づく他県職員の受入れについては、被害が集中している日田土木事務所において今月から2名受け入れており、災害査定事務、復旧工事の設計等に当たってもらっております。今後更に1名の受入れを予定しております。

最後に28ページをお開き願います。

VI 推進計画の進捗管理と見直しでございます。

この推進計画は、今後の復旧状況に応じて、随時に見直しを行うとともに、中長期的な復旧・復興対策を含めて検討を進め、計画に反映いたします。

土木建築部としましてもしっかりと見直しを行い、計画の推進に努めてまいります。

以上で、復旧・復興推進計画の説明を終わりますが、今後も、台風が懸念される季節が続きますので、引き続き風水害に対して警戒を怠らず、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、議会からの緊急提言に対する対応状況について、関係課長から御説明申し上げます。

後藤河川課長 お手元の常任委員会資料を御覧ください。御提言いただいた重要な緊急課題について、左側に御提言、右側に対応状況をまとめております。

まず、改良復旧及び抜本的な対策の積極的な実施についてとして、被災箇所での早期復旧はもちろんのこと、改良復旧やダムの建設など抜本的な対策の実施と財源確保に向け、国に働きかけるよう御提言いただきました。

対応状況ですが、本格的な復旧のスタートとなる災害査定が8月8日から開始されました。また、国による机上査定額及び決定保留額の引上げなどの緩和措置もなされ、国と県とでしっかりと連携しながらスピード感をもって進めているところです。

また、家屋浸水などの甚大な被害が発生した箇所については、再度災害防止の観点から同規模の豪雨にも対応できる改良復旧を検討しています。

なお、今回被害が大きかった大肥川や小野川等における治水ダム建設については、流域面積や地形条件などから、事業費に比べその効果が小さいことや治水効果発現まで長期間を要することを踏まえ、河道拡幅等による改良復旧の方が有効であると考えています。

災害関連事業などを始めとする改良に必要な予算確保については、引き続き国へ働きかけていきます。

亀井砂防課長 次に、地すべり等の危険箇所の見直し及び地域住民への周知についてとして、県内他地域でも集中豪雨が発生する可能性があることから、地すべり等の危険箇所を被災状況を参考に見直し、住民に警鐘を鳴らすことと、長期的には災害に弱い箇所を避けて人々が居住するよう誘導していくことを御提言いただきました。

対応状況ですが、県内には土石流、地すべり、崖崩れといった土砂災害が人家に被害を及ぼすおそれのある土砂災害危険箇所が1万9,640箇所あり、これらの危険箇所において、現在、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施しております。

この基礎調査は危険箇所の地形、地質、土地利用状況を調査するもので、被害が及ぶ範囲を明らかにし、当該区域を土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定することで、

周辺住民に土砂災害の危険性の周知を図ります。

今回の災害では、この危険箇所以外でも土砂災害が発生し、家屋等に被害が生じたことから、同様の箇所について基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の指定を行っていきます。

土砂災害警戒区域の指定後は、市町村がハザードマップの作成など警戒避難体制の整備を進めていきます。

また、土砂災害特別警戒区域では宅地分譲や要配慮者利用施設のための特定開発行為の許可が必要になることや建築物の構造規制が行われます。

これら取組を通じて、市町村と連携しながら、住民の速やかな避難を促すとともに、長期的には安全な区域への居住を促してまいります。

後藤河川課長 次に2ページを御覧ください。被災原因の分析及び関係部局の連携による防災対策についてとして、温暖化等による気候変動の影響や林地の状況分析を行い、関係部局と連携して災害の発生そのものを抑制する方向で取組を進めるよう御提言いただきました。

対応状況ですが、ここ10年の降雨状況は、40年前と比較し、時間50ミリメートルを超える回数が全国的に1.4倍に増加しています。これら頻発化、激甚化する豪雨の要因として地球温暖化が関係していると言われています。県としては、第4期大分県地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続き国や関係部局の施策に連携・協力してまいります。

また、被害拡大の要因となった流木については、森林・砂防・河川行政が連携して流木等対策検討協議会を設置し、総合的な流木対策の検討を進めているところです。

藤崎公園・生活排水課長 次にその下の農林水産委員会で出されました要望・提言のうち、土木建築委員会所管となっている内水氾濫対策について御説明します。

要望・提言ですが、日田市豆田地区におけ

る床上・床下浸水の被害を受け、今後被災することが予想される地域も含め関係機関と連携して浸水対策を講じるよう御提言いただきました。

対応状況ですが、日田市内の浸水対策については、県として市の雨水幹線整備を引き続き支援してまいります。

市では内水ハザードマップの見直しを行うとともに、平成24年災害を受けて策定した日田市雨水対策基本計画の見直しを含め、雨水対策専門部会を開催することとしており、浸水被害を低減させるための対策を関係機関と連携して取り組んでまいります。

衛藤委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。御質疑はありますか。

久原委員 質疑というよりもね、これの2ページに書いている、いわゆる地球温暖化対策の問題だけ。俺は雨が降るといのは、地震とかなんとかの自然災害じゃなくて、人的災害と思うちょるのよ。それに対して今度でも相当なお金が必要だったわけだ。それがこれからもこういう形で起こると思うんでな。

ところが、この温暖化問題なんかも考えてみると、最大の原因じゃいうのは、やっぱり自動車のガソリンがあるんやから、自動車メーカーなんか大きなこともうけちよるんやけん、あげな方から全部取り上げて、温暖化対策をするようなことも将来的には考えていかんと悪いんじゃないかという気がするんやけどな。もう直らんよ、大きな銭使うてから、どんどんこういうのが起こるのやから。

衛藤委員長 答弁要りますか。

久原委員 答弁なんてできんわなあ。

阿部土木建築部長 それはおっしゃるとおりです。温暖化問題は世界的な課題として取り組んでいるのは御案内のとおりでしょうけれども、もちろん今言われたように、皆さんが問題意識を持って取り組まないかん問題とっておりますので、私どももしっかりと、この面では、県庁内にはそういった先ほど申しました計画を持ってやっておりますので、そ

の点でしっかり取り組んでまいりますので、よろしく申し上げます。

木田委員 まず一つがこの対応状況の1ページの上の段ですが、ダム建設という提言をしていますけれども、復興計画を見るとスリットダムは対応するというので、ダムの種類は違うかもしれませんが、対応状況はこれちょっと記載不足だったかもしれないんですよ。委員会で玉来ダムへ行ったときに、玉来ダムの上流にはスリットダムを造るというふうなお話を聞いていたので、それもちよっと含めての提言だったので、もし可能であれば、この対応状況にも、スリットダムのことについて記載していただければと感じたのが一つです。

もう一つは、どちらかというと補正予算の審議に係りますけれども、やっぱり注目されているのは改良復旧の規模なんですよ。

今日は図がないですけれども、今回、24年災があったときの改良によって少しは被害が低減されたというお話が何回か記事にも出されています。じゃ、それがイメージとして、図としてハザードというか、被災箇所が今回と前回でこれだけ違うとか、あと浸水深、例えば、1メートル浸水が50センチで済んでいるとか、何かそういう規模がイメージできるものがないと、今回の補正予算の額を見ると、これで本当に、このくらいでいいのかなということがちょっと分からないものですから。前回の工事で何億の改良を投じてこれだけ低減できていて、今回は何億投じてやればこれだけ低減できる見込みであるとかいうものも全くイメージできんもので、規模感が全く分からない。そういう図があればお示しできないかなと思います。

阿部土木建築部長 今度常任委員会で予算の議案審議をいただく中で、そういった資料も含めて、改良効果というのが我々の言い方言う概略図のところ、こんなことでありましたとか、あるいは浸水家屋が前回100戸がどうなったとか、そういう客観的なものは少しお示ししながら説明したいと思います。

木田委員 そうすると今回ここからすれば、かなり低減できるやろうというのが住民の方も分かるんじゃないかなと思います。

後藤河川課長 今回、図面にお示ししておりませんでしたけど、情報というか、数字としては、例えば、昨年河川改良した山国川については、24年災のときの浸水が床上、床下合わせて350だったのが、今回は57に激減したと。また、有田川におきましても、前回は102だったのが今回55と、あれだけの、前回以上の雨が降りながら半減以上の効果があったということでございますので、具体的な河川名としてはまだこれに書いておりませんが、大肥川や鶴河内川など、特に被害の大きかったところは積極的に改良復旧というのを取り上げて検討してまいりたいと考えております。

木田委員 できれば農林の被害分も前回との差が分かるようなものになると。農林は農林でまた災害復旧するじゃないですか。前回もやって今回もするというような国庫の投入になると思うので、そういうのも分かるような図面になると有り難いと思います。

小嶋委員 関連していいですか。考え方として改良復旧ということが、新たに出たというか、前からその考え方はあったのかもしれませんが、改良復旧をやるという場合に、復旧する場合は原状を復旧するというのが前提になるでしょう、原則原状復旧。改良して復旧をするということに有効性があるということは今回いろいろと経験して分かったんですけど、ただ、国の予算とかをもらうときなんかは改良復旧という形で国が認めるのかどうかね。

私が一番言いたいのは、改良復旧をするべきだという判断をし、そういう予算を組みたいということを知事が、あるいは市長が考えたときには、それがもう即実行できるような仕組みに変えていかないと、いちいち改良復旧にして少し予算をとという話をするのでは、ちまちまして、はかどらないと僕は思うんですね。だから、急を要する復旧なので、改良

復旧でどんどんやっていく、金はたくさん掛かるかもしれませんが、そういう仕組みづくりに変えていくということ、国あたりには機会あるごとに進言をしていくというのが必要でないかなと思うんですけど、その点どうでしょうか。

菖蒲審議監 今御提言のあった改良復旧ですけれども、制度的にはもう古くからございまして、例えば、河川災害関連という事業がありますけれども、これの採択を受けるには、まず親災と言って、実際に壊れた被害額を見積もります。その金額が例えば、1億円だとします。そうすると、改良をやりたい部分というのが、被害が少ないところで、ただ延長を長く改良したいとかいうふうになりますと、今度改良費の方が被害額を上回ってしまう。しかしこれには1対1という原則があって、その被害額が1対1以上ないといけないというルールがどうしてもあるものですから、この際、改良をやりたいと言っても1千万円しか被害額がないのに、2億円の事業費が出るかといったら、これは制度的に無理なんです。ただ、大分県は昔から災害をかなり受けてきていまして、そういう改良復旧というのは、過去からあちこちの河川で、通常事業以外にそういった災害を契機に改良事業をやってきておりますので、この辺は市町村を含めて、これをチャンスとして取れるところはもう必ず改良復旧でやっていくんだというぐらいの形ではやってきております。

ただし、1点考えなきゃいけないのは上下流バランスと言いまして、壊れたところだけを見て、そこだけもう再度災害を受けないようにすればいいかということ、そこを広げた結果、下流がまだ改良が終わっていない。河川って延長が長いですから河口部まで見渡さないといけませんので、ここを改良できるのかどうかというのは、流域全体を見ながら一つの判断が必要だと思います。ただ、やれるところは極力改良復旧でやっていくという強い思いで現場を見てやっておりますので、その辺は御理解いただければと思います。

小嶋委員 決裁は知事とか市長とかいうことでなく、現場でいけるんですか。

菖蒲審議監 決裁というか災害復旧制度そのものが、現地に国土交通省と財務省から査定官が参ります。そこで県が改良復旧をやりたいという提案をいたしますので、現地である程度、6億を超えない限りは決まります。通常4億ですけど、今回の場合はですね。6億を超えると一旦留保という形で、別途財務省と協議ということがございますけれども、大体通常の規模であれば、現地で即決していただけますので。

吉岡委員 ちょっと一つ制度的なことを教えてください。

1ページの2段目の反映状況の中の土砂災害警戒区域等の指定についてなんですけど、これは今から基礎調査を実施して新しく指定する場合に、その住民が指定すると困るとか、そういうことでなかなか進まないというふうな、そういう意味はあったんですかね。地域住民の了解がないと指定されないとか、そういうのは。

亀井砂防課長 実際に、大分県でというよりは全国的にそこを指定されると地価が下がりますよといったことで、そういった苦情が起きているということは事実ずっとありました。

それを受けて、25年の広島災害以降は、それについては意見を受けるけれども、基本的には指定していくんだよという方向性で今動かさせていただいております。

吉岡委員 じゃあ、そういう方向性ということなので、これから毎回県がいろいろ見られたときにきちっと指定をしていくということで、住民が反対しても、それは住民のためには守らなきゃいけないので、そこらは話し合いで進めるということですか。

亀井砂防課長 丁寧に御説明はしますが、基本的には指定することで危ないということを知っていただいて、逃げてくださいよというのがこの法律の趣旨なので、最終的には指定させていただくという形になります。

阿部土木建築部長 一つ一つ意見を聞いて、

そこで立ち止まっていたら、この警戒区域の指定というのが遅れるばかりです。1万9,640箇所を31年までに大分県全部やっつけるぞということで、今、毎年調査費を付けていただいて、現地各箇所で調査に入って、そしてこういう危険な区域がありますよということをお示ししながら区域指定をしていく。指定をすることが目的ではありません。この指定をもって住民の方がどう安全を確保していくかという避難計画も含めて、ハザードマップを今度は市町村と連携して取り組むと、そういう姿になっております。それが今の基礎調査ということですね。

吉岡委員 分かりました。私のところにも地域ののり面があって、今回他のことで災害が危ないよと近隣住民に話を寄せてもらって、県土木の方を御紹介し、説明いただいたんですけど、そういうことってとても住民は今まで知らなくて、ぼーっと住んでいたのが、何かあったら避難しなければいけないということなので、ここは住民にどんどんお知らせして、みんなで対策を練るということは非常に重要なことだなと思っておりますので、びしっと進めていかないといけないと思います。

衛藤委員長 他に御質疑等もないようなので、以上で土木建築部関係の説明を終わります。

執行部の皆さんは御苦勞様でした。

〔土木建築部退室〕

衛藤委員長 この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

衛藤委員長 別にないようですので、これをもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。